

茨城県防災行政無線及び水防無線運営要綱

(昭和59年3月12日制定)

全部改正 昭和60年3月1日

一部改正 平成元年5月22日

一部改正 平成5年4月1日

一部改正 平成13年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、茨城県防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)及び茨城県水防無線(以下「水防無線」という。)の適正な運営を図ることを目的として当該無線の設置、管理及び通信の運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)及びこれに基づく命令並びに地域衛星通信ネットワーク契約約款に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛星地球局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像及びデジタル画像を送受信することができる無線局をいう。
- (2) V S A T局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像の受信ができる無線局をいう。
- (3) 可搬型衛星地球局 県庁に常置し、災害が発生又は発生するおそれがある場合に災害現地等から衛星を介して電話、ファクシミリ及びデジタル画像を送信できる設備をいう。
- (4) 統制局 県庁に設置する多重無線局及び衛星地球局で、防災行政無線及び水防無線の通信の運用(以下「通信の運用」という。)を総合的に統制するものをいう。
- (5) 支部局 地方総合事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (6) 土木局 土木事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (7) 中継局 専ら通信の中継のために設置する無線局をいう。
- (8) 端末局 県出先機関(地方総合事務所及び土木事務所を除く。)、市町村、消防本部及び防災関係機関に設置するV S A T局及び有線回線又はV S A T局のみの無線局をいう。
- (9) 有線端末局 支部局又は土木局から有線回線により、延長接続された箇所をいう。
- (10) 全県移動基地局 統制局及び中継局に設置する無線局で、全県移動局を通信相手とするものをいう。
- (11) 全県移動局 統制局、支部局等に常置する無線局で、県内を移動範囲とするものをいう。
- (12) 限定地区移動基地局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に設置する無線局で、当該機関の管内を移動範囲とする移動局を通信相手とするものをいう。
- (13) 限定地区移動局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に常置する無線局で、限定地区移動基地局又は、限定地区移動局を通信相手とするものをいう。
- (14) 限定地区移動系 限定地区移動基地局と限定地区移動局との間及び限定地区移動局相互間の移動通信系をいう。
- (15) テレメータ系 電波を利用して、水位、雨量及び潮位等を測定するための固定通信系をいう。
- (16) 中央監視局 統制局に併設するテレメータ系の無線局で、水位、雨量及び潮位等の測定結果を収集、処理し

同時に配信するものをいう。

(17) 監視局 テレメータ系の無線局で、水位の測定結果を収集し、同時に中央監視局へ送信するものをいう。

(18) 雨量観測局「A」 雨量観測点の端末局に設置するテレメータ系の端末設備で、雨量を測定し中央監視局に送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。

(19) 雨量観測局「B」 雨量観測点に設置するテレメータ系の無線局で、雨量を測定し中央監視局へ送信するものをいう。

(20) 水位観測局 水位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、水位を測定し中央監視局又は監視局へ送信するものをいう。

(21) 潮位気象観測局 潮位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、潮位等を測定し中央監視局へ送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。

(22) テレメータ中継局 専らテレメータ系の中継のために設置する無線局をいう。

(23) 多重無線局 統制局、中継局、支部局及び土木局に設置する無線局をいう。

(24) 無線局等 無線局、有線端末局及び雨量観測局「A」をいう。

(無線局等の設置)

第3条 無線局等の区分、呼出名称及び設置（移動局にあつては、常置）の場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

2 統制管理者には、茨城県生活環境部長の職にある者をもって充てる。

3 副統制管理者には、茨城県生活環境部防災・危機管理課長（以下「防災・危機管理課長」という。）及び茨城県土木部河川課長（以下「河川課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 統制管理者は、防災行政無線及び水防無線の管理及び通信の運用を統括する。

5 防災・危機管理課長の職にある者をもって充てる副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系を除く無線局等について、河川課長の職にある者をもって充てる。副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系の無線局等について統制管理者を補佐し、統制管理者に事故あるときは、その職務を代行する。

(通信管理者)

第5条 無線局等に通信管理者を置く。

2 通信管理者には、次の名号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該名号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

(2) 支部局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(3) 端末局、有線端末局及び限定地区移動基地局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(4) 全県移動局、地区移動局及び限定地区移動局 移動局を常置する無線局の通信管理者。

(5) 中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

(6) 監視局及び雨量観測局「A」 当該端末局の通信管理者。

(7) 水位観測局及び雨量観測局「B」 当該無線局の設置場所を管轄区域とする土木事務所長がその職員のうちから指名した者。

(8) 潮位気象観測局 当該港湾事務所長がその職員のうちから指名した者。

3 通信管理者は、当該無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する。

(運用責任者)

第5条の1 V S A T局のみの機関においては、電波法第39条関連に基づき、無線従事者の配置及び業務書類等の備え付けが不要であることから、衛星通信設備の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する運用責任者を置

く。なお、運用責任者（正・副）は、当該機関の長が指名した者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第6条 無線局等に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者には、次の各号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。この場合において有線端末局、移動局及び雨量観測局「A」以外の無線局にあつては、無線従事者の資格を有する者でなければならない。

（1）統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

（2）中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

（3）前各号以外の無線局等 通信管理者がその職員のうちから指名した者。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、その属する無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を処理し、併せて当該無線設備の操作を行う。

（通信取扱者）

第7条 防災行政無線及び水防無線を使用する者（以下「通信取扱者」という。）は、無線局等が設置されている機関の職員でなければならない。

（無線局等の維持管理）

第8条 統制管理者は、無線局の機能が十分発揮できるよう維持管理しなければならない。

2 通信管理者又は運用責任者は、別に定める「茨城県防災行政無線及び水防無線保全要領」に基づき無線設備の保全を行わなければならない。

3 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の故障により2時間以上通信の運用を停止したときは、速やかにその旨を統制管理者に報告するものとする。

4 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の設置者所を変更しようとするときは、6か月前までにその旨を統制管理者に報告するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線局等の故障又は通信運用上の支障を生じたときは、その属する通信管理者に報告するとともに、統制局又は中央監視局の通信管理者に連絡するものとする。

（通信事項）

第9条 防災行政用無線局相互間の通信は、防災行政及び一般行政事務について行い、水防用無線局相互間の通信及び防災行政用無線局と水防用無線局間の通信は、水防事務について行うものとする。

（通信の運用）

第10条 通信の運用は、茨城県防災行政無線及び水防無線通信運用要領に基づき、統制管理者又は通信管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

（運用時間）

第11条 無線局等の運用時間は、常時とする。

（通信時間）

第12条 通信時間は、原則として1回につき、5分以内とする。

（通信の種別）

第13条 通信の種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）緊急通信 災害その他特に緊急を要するとき、他の通信に優先して行う通信をいう。

（2）普通通信 緊急通信以外の通信をいう。

（3）一斉通信 2以上の無線局等（テレメータ系を除く）に対して同時に一方的に行う通信をいう。

（4）個別通信 無線局等において個別に行う通信をいう。

(5) 観測通信 定時又は任意に水位、雨量及び潮位等の測定並びに収集、処理したデータの配信を行うための通信をいう。

(通信の制限)

第 14 条 統制管理者は、災害その他特に緊急を要する場合で必要と認めたとときは、通信を制限してこれを統制（以下「通信統制」という。）することができる。

2 統制管理者又は通信管理者は、通信統制を開始しようとするとき又は解除したときは、その旨を関係無線局等に周知するものとする。

(通信の手続)

第 15 条 通信取扱者は、次の名号に掲げる通信を行う場合は、それぞれ当該名号に定める者の承認を得ねばならない。

(1) 統制局から発信する緊急通信及び一斉通待にあつては、統制管理者

(2) 支部局及び土木局から発信する緊急通信にあつては、当該無線局の通信管理者

(3) 端末局又は有線端末局から発信する緊急通信にあつては、当該無線局等の通信管理者又は運用責任者

(非常時の通信体制の確保)

第 16 条 通信管理者又は運用責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、通信確保のための必要な要員及び電源の確保等の措置をとるものとする。

(保管書類等)

第 17 条 通信管理者は、法第 60 条に定める時計、無線検査簿 1 無線業務日誌、免許状、電波法令集、免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び届書の添付書類の写し並びに茨城県地域防災計画及び茨城県水防計画を備え付け、これを保管しなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌（様式第 1 号）に所定の事項を毎日記載しなければならない。

(通信管理者等の異動報告)

第 18 条 無線局等が設置されている機関の長は、通信管理者、運用責任者又は通信取扱責任者等に異動があつたときは、速やかに、通信管理者・運用責任者異動報告書又は通信取扱責任者異動報告書（様式第 2 号）により統制管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第 19 条 統制管理者は、災害時に適正かつ円滑に対応するため毎年 2 回以上通信訓練を実施するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

テレメータ系

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
中央監視局	ぼうさい いばらきけん	水戸市笠原町978-6 茨城県庁内	
中 継 局	ぼうさい むこうやま	つくば市大字小田字向山国有林16か林小班 向山中継所内	
	ぼうさい たかすず	常陸太田市町屋富士山2559-1 高鈴山中継所内	
	すいぼう やまかたちゅうけい	常陸大宮市大字長沢653-1 山方中継所内	
	すいぼう みのわ	久慈郡大子町南多気1091 箕輪中継所内	
雨量観測局 (A)	ぼうさい けんせい	筑西市二木成615 筑西合同庁舎内	
	ぼうさい ほこたどぼく	鉾田市安房1414 鉾田工事事務所内	
	ぼうさい いたこどぼく	潮来市潮来1086-1 潮来土木事務所内	
	ぼうさい たかはぎどぼく	高萩市大字下手綱1405-2 高萩工事事務所内	
	ぼうさい おおみやどぼく	常陸大宮市野中3083 常陸大宮土木事務所内	
	ぼうさい おおたどぼく	常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内	
	ぼうさい けんぼく	水戸市柵町1-3 水戸合同庁舎内	
	ぼうさい さかいどぼく	猿島郡境町西泉田1293 境工事事務所内	
	ぼうさい いしげどぼく	常総市新石下1317-10 常総工事事務所内	
	ぼうさい つちうらどぼく	土浦市中高津1531 土浦土木事務所内	
雨量観測局 (B)	ぼうさい りゅうがさきどぼく	龍ヶ崎市馴柴町35 竜ヶ崎工事事務所内	
	すいぼう だいごうりょう	久慈郡大子町大字大子1834-1 大宮土木事務所大子工務所内	
	すいぼう えどさきうりょう	稲敷市江戸崎甲3277-1 江戸崎雨量観測局内	
	すいぼう おがわりょう	常陸大宮市大字上小瀬2027 緒川雨量観測局内	
	すいぼう ひたちなかうりょう	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考	
局の区別	呼 出 名 称			
雨量観測局 (B)	すいぼう かさまうりょう	笠間市中央3-2-1 笠間市役所内		
	すいぼう いばらきうりょう	東茨城郡茨城町大字小堤1080 茨城町役場内		
	すいぼう みのりうりょう	小美玉市堅倉835 小美玉市美野里支所内		
	すいぼう ほうじょううりょう	つくば市北条4387 県立筑波高等学校内		
	すいぼう かすみがうらうりょう	かすみがうら市大字大和田828-5 かすみがうら市霞ヶ浦支所内		
	すいぼう きたうらうりょう	行方市山田2654-10 行方市北浦庁舎内		
	すいぼう いわせうりょう	桜川市岩瀬64-2 桜川市岩瀬庁舎内		
	すいぼう さぬきうりょう	久慈郡大子町左貫字家ノ脇1422-1 左貫雨量観測所内		
	すいぼう わかこまやまうりょう	常陸太田市大字里川863-1 若駒山雨量観測所内		
	すいぼう やさとうりょう	石岡市柿岡2270 八郷雨量観測所内		
	すいぼう だいごくろさわうりょう	久慈郡大子町上郷2601 黒沢中学校内		
	すいぼう みわうりょう	常陸大宮市高部5281-1 常陸大宮市美和支所内		
	すいぼう すいふうりょう	常陸太田市町田50-1 常陸太田市水府支所内		
	すいぼう じょうほくうりょう	東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町コミュニティーセンター内		
	すいぼう うちはらうりょう	水戸市大字内原1395-1 水戸市内原支所内		
	すいぼう いわまうりょう	笠間市岩間5140 笠間市岩間支所内		
	すいぼう まかべうりょう	桜川市真壁町飯塚911 桜川市真壁庁舎内		
	すいぼう あさひうりょう	鉾田市造谷605-3 鉾田市旭庁舎内		
	すいぼう つくばきたしょうぼううりょう	つくば市大字沼田字西川面645 北消防署筑波分署内		
	すいぼう ちよだひたちのうりょう	かすみがうら市中佐谷1250 第1常陸野公園事務所内		
	すいぼう たまつくりうりょう	行方市甲404 行方市玉造庁舎内		

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
雨量観測局 (B)	すいぼう あみうりょう	稲敷郡阿見町中央1-1-1 阿見町役場内	
	すいぼう あそうりょう	行方市麻生1561-9 行方市麻生庁舎内	
	すいぼう かしまとよさとうりょう	鹿嶋市須加169 豊郷小学校内	
	すいぼう とりでしょうぼうりょう	取手市井野1264-1 取手市消防本部内	
	すいぼう はさきうりょう	神栖市波崎6530 神栖市波崎総合庁舎内	
	すいぼう さんわうりょう	古河市仁連2065 古河市三和支所内	
	すいぼう ひたちこうわんりょう	日立市久慈町1-3-21 日立港区事業所内	
	すいぼう しもつまうりょう	下妻市本城町2-22 下妻市役所内	
	すいぼう よしかみしょうがっこうりょう	久慈郡太子町下金沢217 太子工務所管内	
	すいぼう なませしょうがっこうりょう	久慈郡太子町高柴1974 太子工務所管内	
	すいぼう ころふじうりょう	久慈郡太子町頃藤754 太子工務所管内	
	すいぼう しんさとみばしうりょう	常陸太田市上深萩996 常陸太田工事事務所管内	
	すいぼう かみいせはたうりょう	常陸大宮市上伊勢畑364 常陸大宮土木事務所管内	
	すいぼう ひぬまうりょう	鉾田市箕輪3604 鉾田工事事務所管内	
	すいぼう あいきょうばしうりょう	石岡市高浜1318 土浦土木事務所管内	
水位観測局	すいぼう しもおせすい	常陸大宮市下小瀬2334地先 下小瀬水位観測局所内	
	すいぼう おおかたすい	常陸太田市大字大方2644 大方水位観測所内	
	すいぼう せんばすい	水戸市下梅香地先 千波水位観測所内	
	すいぼう せきどすい	ひたちなか市字柳沢2806 関戸水位観測所内	
	すいぼう ながおかばしすい	東茨城郡茨城町長岡字柿の木1813地先 長岡橋水位観測所内	
	すいぼう しもいしぎきすい	東茨城郡茨城町下石崎1264 下石崎水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう たかはしすい	東茨城郡茨城町奥の谷76-4地先 高橋水位観測所内	
	すいぼう せきもとしたすい	北茨城市関本下35-1 関本下水位観測所内	
	すいぼう しものみやすい	久慈郡太子町大字下野宮字常の前5794-2 下野宮水位観測所内	
	すいぼう いそはらすい	北茨城市中郷町上桜井字落合66地先 磯原水位観測所内	
	すいぼう うわおかすい	久慈郡太子町上岡字坂下1221-2地先 上岡水位観測所内	
	すいぼう だいごすい	久慈郡太子町大字太子766 太子水位観測所内	
	すいぼう しもてずなすい	高萩市高戸472 下手綱水位観測所内	
	すいぼう こすげすい	常陸太田市大字小菅729 小菅水位観測所内	
	すいぼう しまなすい	高萩市大字島名字椎の木下1690-1 島名水位観測所内	
	すいぼう しもひざわすい	常陸大宮市下檜沢1714 下檜沢水位観測所内	
	すいぼう しもむらたすい	常陸大宮市大字下村田字今掘931-2 下村田水位観測所内	
	すいぼう おおわだすい	日立市大和田町字万ヶ内654-4 大和田水位観測所内	
	すいぼう かつらばしすい	筑西市樋口129地先 桂橋水位観測所内	
	すいぼう いわせすい	桜川市岩瀬372-2 岩瀬水位観測所内	
	すいぼう せんざいすい	筑西市稲野辺字五軒東440-2 仙在水位観測所内	
	すいぼう はなわせばしすい	桜川市大字亀熊字塙世1529-3 塙世橋水位観測所内	
	すいぼう しもかわばしすい	石岡市柿岡竹の内2347-2 下川橋水位観測所内	
	すいぼう ちくまばしすい	筑西市東石田字堂の下1278-1地先 筑真橋水位観測所内	
	すいぼう だいじんばしすい	下妻市大宝字八幡959-5 大神橋水位観測所内	
	すいぼう おぎきばしすい	古河市東諸川537-1 尾崎橋水位観測所内	
	すいぼう いしおかすい	石岡市大字石岡字国分7-8-3地先 石岡水位観測所内	
	すいぼう おがわすい	小美玉市田木谷字町田207-1 小川水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう きみじまばしすいい	つくば市大字君島954地先 君島橋水位観測所内	
	すいぼう あさひばしすいい	鉾田市御城253-1地先 旭橋水位観測所内	
	すいぼう きたうらばしすいい	鉾田市串挽1925-1地先 北浦橋水位観測所内	
	すいぼう さくらばしすいい	土浦市田土部631地先 桜橋水位観測所内	
	すいぼう くつかげばしすいい	坂東市沓掛橋字西村2598-1 沓掛橋水位観測所内	
	すいぼう においばしすいい	土浦市桜町2-10-9地先 匂橋水位観測所内	
	すいぼう つちうらこうすいい	土浦市港町1-6-5地先 土浦港水位観測所内	
	すいぼう かみびぜんがわすいもん	土浦市大字佐野子286-2 上備前川排水機場内	
	すいぼう みつさかしんでんすいい	常総市三坂新田1394 三坂新田水位観測所内	
	すいぼう こうだすいい	坂東市大字幸田新田166 幸田排水機場内	
	すいぼう すがおぬますいい	坂東市大字神田山3673-2地先 菅生沼水位局内	
	すいぼう はなわばしすいい	牛久市久野町3022地先 塙橋水位観測所	
	すいぼう かみやいたすいい	つくばみらい市谷井田1417 上谷井田水位観測所内	
	すいぼう しょうじきばしすいい	牛久市正直町141地先 正直橋水位観測所内	
	すいぼう ほうしどすいもん	坂東市大字法師戸199地先 法師戸水門内	
	すいぼう たなかばしすいい	古河市砂井新田148 田中橋水位観測所内	
	すいぼう いなみやすいい	古河市稲宮312 稲宮水位観測所内	
	すいぼう みつまたばしすいい	水戸市大場町4916 三又橋水位観測所内	
	すいぼう いたこおはしすいい	潮来市潮来6859番地地先 潮来大橋水位観測所内	
	すいぼう みややますいい	筑西市宮山字内田476-1 宮山水位観測所内	
	すいぼう おおやがわばしすいい	筑西市外塚501番地先 大谷川橋水位観測所内	
	すいぼう やじますいい	行方市谷島字山下1002-2 谷島水位観測所内	

無線局		設置（常置）場所	備考
局の区別	呼出名称		
水位観測局	すいぼう にしねばしすい	土浦市大字中字後田19 西根橋水位観測所内	
	すいぼう さくらがおかすい	取手市桜が丘1丁目43番地地先 桜が丘水位観測所内	
	すいぼう なかやはらばしすい	つくば市大字境松字境松102-8 中谷原橋水位観測所内	
	すいぼう あらいばしすい	つくば市大字新井字新井下318 新井橋水位観測所内	
	すいぼう しんかとりばしすい	坂東市大字庄右衛門新田字川西992地先 新香取橋水位観測所内	
	すいぼう ごかすい	猿島郡五霞町大字江川字橋向4058地先 五霞水位観測所内	
	すいぼう やまかわばしすい	結城郡八千代町大字兵庫字悪水縁189-8地先 山川橋水位観測所内	
	すいぼう しろがねすい	日立市白銀町3丁目48-3 白銀水位観測所内	
	すいぼう おのやさしすい	北茨城市中郷町小野矢指598-2 小野矢指水位観測所内	
	すいぼう くじすい	日立市久慈町3丁目1376-1 久慈水位観測所内	
	すいぼう しもつはらすい	久慈郡大子町大字袋田2768-12 下津原水位観測所内	
	すいぼう じんやばしすい	つくば市大字谷田部5210 陣屋橋水位観測所内	
	すいぼう にしだばしすい	水戸市藤井町293-1地先 西田橋水位観測所内	
	水位雨量観測局	すいぼう とよたうりょうすい	北茨城市華川町白場字下川原618-1 豊田雨量水位観測所内
すいぼう くきざきばしうりょうすい		つくば市森ノ郷55-2 荻崎橋雨量水位観測所内	
すいぼう ふにゅうばしうりょうすい		常陸大宮市家和楽49 常陸大宮土木事務所管内	
すいぼう まちやうりょうすい		常陸太田市西河内下町779-1 常陸太田工事事務所管内	
潮位気象観測局	すいぼう かしまこうわんうりょう	神栖市大字東深芝13 鹿島港湾事務所内	
	すいぼう おおあらいこうわんうりょう	東茨城郡大洗町港中央7 大洗港区事業所内	
	すいぼう ひたちちょうい	日立市久慈町1-3 日立潮位観測所内	
	すいぼう おおつこう	北茨城市大津町仲町121 大津港	
無線標定 陸上局		つくば市大字谷田部5210 陣屋橋（谷田川）	電波流速計

無線局		設置（常置）場所	備考
局の区別	呼出名称		
無線標定 陸上局		水戸市藤井町293-1地先 西田橋（西田川）	電波流速計
		土浦市田土部地先 桜橋（桜川）	電波流速計
		桜川市真壁町亀熊字塙世1529-3 塙世橋（桜川）	電波流速計

様式第1号（第17条第2項）

無線業務日誌（平成 年 月 日）

通信管理者	通信取扱責任者

免許人	茨城県	識別信号			無線局の種別
無線従事者	氏名				
	資格				
日	通信状況，機器の状況，移動の状況，その他				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
備考					

通 信 管 理 者 異 動 報 告 書
 運 用 責 任 者 異 動 報 告 書
 通 信 取 扱 責 任 者 異 動 報 告 書

統 制 管 理 者 殿

（防災・危機管理課扱い）

（ 局 名 ）

当該機関の長

印

下記のとおり異動がありましたので、茨城県防災行政無線運営要綱第18条の規定により報告します。

	通信管理者及び運用責任者氏名		職 名		異 動 年 月 日	
新						
旧						
	通信取扱責任者及び 運用責任者氏名	資格	免許証の番号 及び免許年月日	所 属	異動年月日	
現 状						
備考	・多重回線及び移動系無線局（支部局，土木局等）は，通信管理者及び通信取扱責任者を選任願います。 ・V S A T局（市町村，消防本部）は，運用責任者正・副を選任願います。					